

国立研究開発法人森林研究・整備機構契約監視委員会設置運営要領

平成21年11月30日

21森林総研第1201号

最終改正 30.4.19 (30森林機構第011303号)

(目的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程（13森林総研第86号）第5条の4の規定に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行うため、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）に設置する契約監視委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、機構の監事及び公正かつ中立の立場で客観的に入札及び契約に関する手続等についての審査を適切に行うことができる学識経験・専門知識を有する者から理事長が委嘱する2名以上をもって構成する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

4 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。なお、委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、機構が行う「調達等合理化計画」の策定及び自己評価について点検すること。
- 二 新たな競争性のない随意契約及び競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当なものとなっているかについて審議すること。
- 三 競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないかについて審議すること。
- 四 契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか、一者応札・応募となっている案件について、一者応札・応募の改善方策が適当であるかについて審議すること。
- 五 第二号から前号までの審議後において、締結された契約についての改善状況をフォローアップすること。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、原則として年2回以上、必要に応じて理事長又は委員長が招集する。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するにあたり、必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会は非公開とする。

4 委員会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数の時は、委員長が決するものとする。

(理事長への報告)

第5条 委員会の審議結果については、速やかに理事長に報告する。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員会は、審議の結果、対象契約に係る理由及び及び経緯等について、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要に応じて、理事長に対し意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 理事長は、委員会から意見の具申又は勧告を受けたときは、当該事案に係る契約責任者等にその改善等の措置を命ずるものとし、当該契約責任者等は、講じた措置について、理事長に報告するものとする。この場合において、理事長は、当該契約責任者等が講じた措置について、委員会に報告するものとする。

3 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合において、必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務)

第8条 委員会の庶務は、森林総合研究所監査室、森林整備センター監査・コンプライアンス室及び森林保険センターリスク管理室が行う。

(公表)

第9条 理事長は、次に掲げる事項については、これを公表する。

- 一 委員の構成
- 二 審議に係る議事の概要

附 則

この要領は、平成21年11月30日から施行する。

附 則 (平成23.11.28 23森林総研第1023号)

この要領は、平成23年11月28日から施行する。

附 則（平成 26. 7.11 26 森林総研第 468 号）

この要領は、平成 26 年 7 月 11 日から施行する。

附 則（平成 27. 3.31 26 森林総研第 1473 号）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28.3.23 27 森林総研第 1703 号）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29.3.31 28 森林総研第 1745 号）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30.4.19 30 森林機構第 011303 号）

この要領は、平成 30 年 4 月 19 日から施行する。